

東京建築祭 ボランティアスタッフ規約

(目的)

第1条

本規約は、東京建築祭実行委員会（以下「主催者」という。）が主催する「東京建築祭」（以下「本事業」という。）において、ボランティアスタッフとして参加するにあたり、同意が必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条

(1) 本事業の開催、運営にあたりボランティア活動を行う者を「ボランティアスタッフ」とする。但し参加手続きとして所定の応募フォームより応募し、主催者の承認を得るものとする。

(2) 主催者は本事業の運営事務局として「東京建築祭実行委員会事務局」（以下、「事務局」という。）を設け、円滑なボランティアスタッフ活動を推進する。

(申し込み資格)

第3条

- (1) 東京建築祭の活動に興味と理解があり、積極的に参加いただける
- (2) 会期中に合計1日（7時間）以上参加いただける
- (3) 日本語でのコミュニケーションが可能
- (4) 18歳以上であること
- (5) 事務局からの連絡に電子メール等でやり取りができる
- (6) 携帯電話を所有しており、使用可能である
- (7) 活動にあたり、法令の遵守はもとより事務局の指示や連絡事項などを遵守いただける

(活動内容)

第4条

ボランティアスタッフは、次に挙げる活動内容よりできることを可能な範囲で行うものとする。

- (1) ツアー同行
- (2) 会場運営（会期中の会場のご案内・監視・受付など）
- (3) 会場設営・撤収（会場づくり・作品展示・梱包作業補佐など）
- (4) 準備（ポスター・チラシなどの配布や発送）
- (5) イベント補助（イベント時の案内・受付・イベント会場設営/撤収補佐など）
- (6) その他、運営に付随する活動

(守秘義務)

第5条

ボランティアスタッフは、以下の事項を誠実に守るものとする。

- (1) 活動中に知り得た機密情報、主催者の情報資産・個人情報、他社およびお客様の情報資産・個人情報などを、事務局の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- (2) 活動終了後も、活動中同様に、前項を遵守すること。
- (3) 個人情報は細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

(申し込み方法)

第6条

東京建築祭のホームページ上の応募フォームより応募するものとする。（必要項目が記入されていない場合には不受理とする。）

（登録の抹消）

第7条

事務局は次のような場合、有効期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合。
- (2) ボランティアスタッフとしてふさわしくない言動があった場合。
- (3) 申し込み資格がないことが判明した場合。
- (4) 政治活動や宗教活動や営業活動などの場として利用した場合。
- (5) その他、事務局が不適切と判断する行為を行った場合。

（事務局の責任範囲及び免責）

第8条

(1) 本活動への参加は、ボランティアスタッフの自己責任で行うものとする。

(2) 主催者は第4条に掲げる活動に対して、賠償責任保険に加入するものとする。活動時間内、および事務局に任命された任務を遂行中に起きた損害賠償に対して、主催者の加入する賠償責任保険の範囲内において保険保証をするものとする。また、乙の就業場所までの移動時に起きる損害賠償については、乙の保険保証とし、主催者が責任を負わないものとする。

(3) 本活動の参加に関連して、ボランティアスタッフが他のスタッフもしくは第三者に対して故意により損害を与えた場合、またはボランティアスタッフと他のスタッフ、もしくは第三者の間に紛争が生じた場合、主催者は一切責任を負わないものとし、当該ボランティアスタッフは自己の費用と責任でかかる損害を賠償、もしくはかかる紛争を解決し、主催者に損害・負担を与えないよう、適切な措置を講じなければならないものとする。

(4) 本活動の参加に関連して、ボランティアスタッフが会場備品や作品を故意により破損した場合、当該ボランティアスタッフは自己の費用と責任でかかる損害を主催者に損害・負担を与えないよう賠償しなければならないものとする。

（ボランティアスタッフの権利）

第9条

(1) ボランティアスタッフ活動の記録として主催者が撮影した写真や映像についての著作権その他一切の権利は全て主催者に帰属し、主催者はこれを広報や報告の為に無断かつ無期限に使用し、公開できるものとする。但し、活動開始前に撮影不可の申し出がある場合は、応じるものとする。

(2) 活動中にボランティアスタッフが作成した文書や画像や企画等の成果物の著作権は主催者に帰属する。主催者は事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、これを無償かつ通知を要せず無期限に自由に利用する権利を有するものとする。

（個人情報）

第10条

ボランティアスタッフから登録された個人情報は、事務局が適切に管理し、第三者に開示・提供はしない。東京建築祭の業務に関する連絡、案内のみに使用する。

（その他）

第11条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定めるものとする。

附則

この規約は、2024年4月11日より施行する。

東京建築祭 実行委員会

東京都中央区日本橋小伝馬町16-5 S-TOKYO